

経営事項審査制度と税法を基調とした建設業会計に関する基礎的研究

吉, 盛一郎

<https://doi.org/10.15017/459180>

出版情報 : Kyushu University, 2005, 博士 (芸術工学), 課程博士
バージョン :
権利関係 :

第 5 章 結語

5-1 研究の総括

5-2 今後の課題

5-1 研究の総括

この論文では「経営事項審査制度と税法を基調とした建設業会計」について論及してきた。建設業会計の法規については、「第4章4-3建設業の関係する会計法規」で論じたが、「表5-1建設業の会計制度」に概略を示している。このように建設業会計は各種の法律の制約を受けている。書式では建設業法の規定によることになる。わが国では「表5-2入札と経営事項審査制度」に示しているように、公共工事の発注機関は、入札制度の下で建設業法による許可制度と経営事項審査制度を基調として、競争参加資格の審査を行い、有資格者名簿に登録された建設業者の中から信頼できる業者を指名する。

表5-1 建設業の会計制度

- | |
|--|
| (1) 企業会計原則（慣習を要約したもの） |
| (2) 商法に基づく計算書類→株主総会に提出 |
| (3) 証券取引法に基づく財務諸表→内閣総理大臣 |
| (4) 法人税法 同上 → 税務署 |
| (5) 建設業法 同上 → 国土交通大臣または知事 |

表5-2 入札と経営事項審査制度

- | |
|---------------------------------------|
| (1) 一般競争入札制度 |
| (2) 指名競争入札制度 → 経営事項審査制度 |
| (3) その他の入札制度 |

表5-3 資格審査

- | |
|----------------------------------|
| (1) 欠格要件→成年被後見人、指名停止期間中でない |
| (2) 客観的事項 → 経営規模、経営状況、社会性等 |
| (3) 主観的事項 → 工事成績、工事施工実績 |

「表5-3 資格審査」で示しているが客観的事項が経営事項審査である。「第2章2-4経営事項審査制度」で論及しているが、経営事項審査については、わが国独自の制度として、評価できるものである。この章では次のように要約で

きる。

- (1) 経営規模を表す X 評点と経営状況を示す Y 評点、技術力を表す Z 評点そして社会性を示す W 評点などをひと括りに評価した混合評価を行うところに問題がある。
- (2) 中小企業と大企業を同じ項目で評価することにも批判がある。経営事項審査制度は、経営規模が大きくて技術職員が多い企業ほど総合評点が高くなる仕組みとなっている。
- (3) Y 評点における指標については、有利子負債と固定資産を多く有していると、低い評価点をもらうことになる。

ところで (3) についてはその根拠を不良資産（時価が著しく低下している有価証券及び販売不動産を、1 年の以上滞留している完成工事未収入金等）を取り除き、企業体質の改善を図ることにおいている。

固定資産の保有、特に建設機械等建設業の営業に必要な資産については、「第 3 章 3-4 山口県内の業者アンケート」で論じているが、建設業者は業務を運営していく上に必要なものであり、評価点項目から除外することを求めている。

平成 11 年の Y 指標の改正は、大手ゼネコンの相次ぐ破綻等を背景に、有利子負債や不良資産の保有の悪影響の観点から行ったものである。Y 評点における指標において固定資産を保有することは、負の遺産であると考えており、その一掃を目的にしているところに問題がある⁽¹⁾。

本研究の「第 2 章建設業法と経営事項審査制度」で、経営事項審査制度の変遷を観察し、現行の制度の特に問題となっている Y 評点（経営状況）の指標選択のあり方を論じた。ここで要約すると以下ようになる。

- (1) 筆者は P 評点が総合評価になっているので、中小企業は評価点の低い項目（たとえば建設業事務士等を雇用しないこと）を軽視している現状があると考ええる。

このことは、経営規模を拡大して技術職員を多く抱えることに重点をおいている。これを見直すということで、筆者は「第 2 章 2-6 考察」で部分評価制度の導入の提言を行っている。すなわち、

- (2) 建設業経理事務士等の資格者の雇用状況について 10 点満点を 5 段階に分けて、上位を 5 とすると下位の 3 未満の評価を得た企業は、総合点（P）が高くてもランクを一つ下げることである。

たとえば A ランク企業であっても B ランクに下げる。そうしないと地方建設

業の例として山口県内の企業の建設業経理事務士の評価が上がらない現状が続くと考える。

- (3) 虚偽申請の問題は、経営者が経理問題を軽視しないことである。
- (4) 財務諸表への信頼性を高めるためには、税理士・会計士等の専門家の監査を受けることを義務付けることである。

「第3章 建設業会計と会計倫理」で論及したが、山口県内の建設業者へアンケートを実施して問題点を抽出した。要約すると下記のとおりである。

- (1) 建設業経理事務士2級以上の資格者を雇用していない業者は、99社中41社（41%）ある。

いかに会計業務を重視していないかが理解できる。技術的なことにのみ重きを置いた実態が解明できるのである。

- (2) 会計数字は簡単に変更できるとの認識がある。

その認識の解明が第3章の目的である。

- (3) 評点の水増しを図るための虚偽申請が少なくないとの指摘もある中で、虚偽を行いにくい制度設計を行う必要がある。

第3章では他に建設業協会への加入状況、建設業経理事務士資格者の保有状況、会計ソフトの利用状況、会計士・税理士などの専門家への相談状況などを手がかりに、会計倫理の問題を考察している。また、筆者は会計上の倫理問題を自己学習するシステムを提示した。

「第4章 建設業の会計と税務」で論じているが、建設業者の税務の問題を取り扱っている。「表5-4 収益計上基準」で示したが、企業会計における収益の認識基準と請負契約における収益の計上時期をまず吟味している。商品販売では商品を相手に引き渡した場合に収益を通常認識する。建設業の場合は、建設物が完成して相手に引き渡した場合の完成基準が通常であるが、長期請負工事の場合には、進行基準といって年度末に完成の度合いによって、収益が計上できる。こうした問題をいろいろな基準からの考察を行った。

表5-4 収益計上基準

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 工事完成基準 | |
| (2) 工事進行基準 | →実現主義（販売基準） |
| (3) 部分完成工事基準 | |
| (4) 延払基準 | |

また、「4-9 完成工事原価の税務上の留意事項」で論じているが、税務上の問題として請負収益に対応する原価の額や未成工事支出金から控除しなければならない項目や未成工事支出金に関する消費税の問題を吟味した。さらに、「4-10 建設業に係る税務調査上の問題点」において、「表 5-5 交際費等」で示したが、交際費、使途秘匿金や談合金が税務調査で問題となることを考察した。

表 5-5 交際費等

交際費	→ 接待費、機密費その他の費用で、得意先に対するもの
使途不明金	→ 交際費等の名義で支出した金額でその使途が明らかにされないもの。
使途秘匿金	→ 支出が相当の理由がなく、相手方の氏名及び住所ならびにその事由を帳簿書類に記載していないもの。

最後に「表 5-6 JV の形態」で示しているが、「4-12 共同企業体 (JV) の会計」では、共同企業体 (JV) の問題があることを下記のように指摘した。

- (1) JV の形態が裏 JV の場合に会計処理が実態に合わないので、完成工事高は表 JV の割合によって計上し、裏 JV との調整は外注費等で処理する。
- (2) ペーパーJV (協定上のみ JV で工事に参加しなく配分利益のみを受け取る) の場合に、ペーパー会社に支払われた配分利益は、下請業者に対する外注費等として工事原価に計上する。
- (3) 裏 JV は当該年度の法人税や消費税の算出に間違っただけの会計処理が行われている疑いがある。
- (4) JV の構成員が倒産した場合で、JV の会計が独立処理されていないときに共有財産の判定の問題がある。
- (5) 労務費の問題がある。構成員の決算書上の労務費と作業員の賃金台帳が一致しないときにおきる。
- (6) 構成員間の原価計算制度の違いから工事原価報告書の内容に統一性がない。

表 5 - 6 JV の形態

活用目的による区分	→ 経常 JV と特定 JV
施工方法による区分	→ 共同施工方式 (甲型) と分担施工方式 (乙型)
契約形態による区分	→ 表 JV と裏 JV
JV 構成員による区分	→ 代表会社 (スポンサー) とその他の構成員

東陽監査法人編『建設業の会計と税務』1996年、69頁より引用。

5-2 今後の課題

現行の経営事項審査の Y 評点の審査項目が、経営規模、経営状況、技術力そして社会性等と混合評価になっていることを改善できる提案をすることである⁽²⁾。中小、大企業が同じ審査をうけることの有利・不利の分析も行う。

建設業者の全国約 55 万社のうち、平成 17 年 11 月現在、222 社が上場企業である。連結決算を行っている企業は、連結決算を反映したもので、経営事項審査を受審すべきである。今は参考資料として添付されているが、単独と連結の両方の財務諸表が公表されている。単独と連結を比較することによって固定資産や有利子負債を除外した財務諸表かどうかのおよその吟味ができるようになってきている。あとは子会社への債務保証も反映したものでなければ、適正な企業評価を行っているとはいえない。中小も資本金や完成工事高によって関連会社を含めた財務諸表で審査を受けることが望ましいと考える。零細企業には簡略化した経営審査を考案する。こうした問題についても提案していく。

[注]

- (1) 東海幹夫 「会計基準改正と中小建設業経理」『建設業経理 盛岡シンポジウム』資料 2005 年 2 - 4 頁。東海教授は建設業の環境と 1999 年 4 月からの会計基準の改正 (連結会計、キャッシュ・フロー会計・退職給付会計、売買目的有価証券等に関する時価評価会計、固定資産に対する減損会計等) から従来の経営姿勢の構造的な体質改善を求めるもの

であることに会計ビッグバンの重要な意義があると論じており、中小会社の会計整備と経営事項審査の改正に力を注ぐべきであるという。

- (2) 国土交通省による「経営事項審査の見直しについて」東海幹夫 上記資料 5-6 頁。

国土交通省は建設業者の実態や経営環境の変化を的確に反映した企業評価となるように適時適切に見直しを行っていくことが必要であるとする。次のように見直しすべき意見があることを紹介している。

建設投資の減少の状況等を踏まえ、完成工事高に関する評価方法、経営審査事項から固定資産から除外する、企業の社会的貢献（CSR: Corporate Social Responsibility）を W 指標（社会性）に加える、公認会計士の監査を受けた企業に加点する、ISO の導入企業に加点する、コンプライアンス向上から違法行為、不正行為等を行った業者は減点するなどである。また、虚偽申請を防止するために評価項目と審査方法等の見直しを検討すべきであるとする。

資料（１）

（建設業経営事項審査項目に関する調査のお願い）

本アンケートは、建設業の経営事項項目について、現在の項目内容と評価点で経営事項審査がうまく機能しているかを山口県内の業者を中心として実証的に調査することを目的にしています。

なお、本調査の結果は学術的な使用に限定し、回答をいただいた方々に個人的にご迷惑をおかけすることのないことを申し添えておきます。

吉 盛一郎（宇部工業高等専門学校 経営情報学科 教授）
監修 片野 博（九州大学大学院芸術工学研究院 教授）

お問い合わせ先 〒 755-8555 宇部市常盤台 2-14-1 宇部工業高等専門学校
吉 盛一郎 TEL 0836-35-7300（直通）

1. 御社についてお答えください。○をつけてください。

- ・許可番号 (1) 知事 (2) 大臣 (3) 一般 (4) 特定
- ・企業形態 (1) 法人 (株、有、合名、合資) (2) 個人
- ・許可を受けている建設業
土 建 大 さ 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し ゅ 板 ガ 塗 防
内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清
- ・資本金 () 千円
- ・総職員数 () 人 技術職員 () 人
- ・建設業経理事務士 1級 () 人 2級 () 人 3級 () 人
- ・営業年数 () 年
- ・兼業について 有 無
業種 () 兼業に従事する使用人 () 人
- ・主たる営業所の所在地 () 市(町)
- ・直前の完成工事高 () 千円
- ・所属団体 ()

2. 工事収益の計上基準についてお答えください。

- (1) 工事完成基準 (2) 工事進行基準 (3) 両基準の並用

3. 工事進行基準を用いる場合にお答えください。

- 期間は（ ）年以上、請負金額は（ ）億円以上
4. 完成工事高は積上方式を用いていますか。
(1) 毎年用いる。 (2) 用いていない。(3) 時々用いる。
5. 2年間の平均完成工事高と3年完成工事高とでは、どちらを主に選択していますか。
(1) 2年間の平均 (2) 3年間の平均 (3) 毎年ちがう。
6. 完成工事高のうち、公共工事の割合
(1) 0%超 20%未満 (2) 20%以上 50%未満 (3) 50%以上 80%未満
(4) 80%以上 100%未満 (5) 100%
7. 直前営業年度の完成工事高のうち、元請工事の割合
(1) 0%超 20%未満 (2) 20%以上 50%未満 (3) 50%以上 80%未満
(4) 80%以上 100%未満 (5) 100%
8. 他社と共同企業体 (JV) を組織して施工した工事の割合
(1) 0% (2) 0%超 20%未満 (3) 20%以上 50%未満 (4) 50%以上 80%未満
(5) 80%以上 100%未満 (6) 100%
9. 兼業売上高を有する企業について兼業事業の種類
(1) 不動産賃貸 (売買) 事業 (2) 建設資材販売事業 (3) 建設機械設備販売事業
(4) 開発事業 (5) その他 ()
10. 直前の営業年度における完成工事原価の額
(1) 材料費 ()
(2) 労務費 ()
(3) 外注費 ()
(4) 経費 ()
11. 直前の営業年度における販売費及び一般管理費の額
()
12. 経営状況について、Y評点を改善するのに、どの項目を重視していますか。2つ選んでください。
(1) 借入金を圧縮する。 (2) 固定資産を減らす。 (3) 受取勘定を減らすとともに、前受金を着実にいただく。 (4) 営業利益の向上に努める。

- (5) 総資産のスリム化に努力する。
13. Y評点をアップするのにどの指標が御社にとって寄与度が高いと思いますか。2つ選んでください。
- (1) 有利子負債月商倍率 (2) 売上高営業利益率 (3) 純支払利息比率
(4) 立替工事高比率 (5) 長期固定適合比率 (6) 自己資本比率
(7) 総資本経常利益率 (8) キャッシュ・フロー対売上高比率
(9) 付加価値対固定資産比率 (10) 自己資本対固定資産比率
(11) 受取勘定月商倍率 (12) 必要運転資金月商倍率
14. 御社の決算日はいつですか。
() 月
15. この月を選んだ理由について
- (1) 営業との関係で都合がよいため (2) 業界の慣行として (3) 特に理由がない
(4) その他
16. 経営状況(Y)の評点アップのために一部の営業譲渡を考えたことがありますか。
(1) 考えたことはない (2) 考えたことがある。 (3) すぐにでも実行したい
17. 税効果会計を適用していますか。
(1) 適用している (2) 適用していない (3) 今後の課題である
18. ISOを取得していますか。
(1) 取得している (2) 取得していない (3) 今後の課題である
19. なぜ取得したのですか。
(1) 知名度の向上 (2) 評点の向上 (3) 業務の改善 (4) その他
20. 取得していない企業について、今後取得したいですか。
(1) 取得したい (2) 取得したいとは考えていない (3) 今後の課題である。
21. 社会性等(W評点)の建設業経理事務士の資格者について満点(10点)を満たしていますか。
(1) 満たしている (2) 満たしていない
22. 満たしていないと回答した御社は、今後、W評点の向上に取り組めますか。
(1) 取り組む (2) 他の評点で補うので、現状のままでよい。(3) 検討中である。

23. 社員の建設業経理事務士の資格取得方法についてお答えください。
(1) 講習会で取得 (2) 試験合格 (3) 講習会と試験合格の両方
24. 経理事務士の資格を重視していますか。
(1) 大変重視している (2) あまり重視していない (3) やや重視している
25. 経営事項審査項目の評点を上げるのに、どの項目を重視していますか。1つ選んでください。
(1) 完成工事高 (X 1) (2) 自己資本・職員 (X 2) (3) 経営状況 (Y)
(4) 技術力 (Z) (5) 社会性等 (W)
26. 建設業の許可申請は主にどなたがしていますか。
(1) 自社員 (役員も含む) (2) 行政書士 (3) 税理士・会計士
27. 経営事項審査申請は主にどなたがしていますか。
(1) 自社員 (役員も含む) (2) 行政書士 (3) 税理士・会計士
28. 行政書士、税理士や会計士に評点を上げるために相談しますか。
(1) よく相談する (2) たまに相談する (3) あまり相談しない
29. 経営事項審査の申請前に、経営分析のソフトを用いてシュミレーションしますか。
(1) よくする (2) たまにする (3) 全くしない (4) 検討中である
30. このアンケートはどなたが回答されていますか。
(1) 総務社員 (2) 役員 (経営者を含む) (3) その他 ()
31. 経営審査事項で重点的に審査してほしいことは何ですか。審査項目について疑問点がありましたらご記入してください。

以上で設問を終わります。ご協力大変ありがとうございました。

資料(2)完成工事高評点

(別表X1)

工事種別 年間平均完成工事高 区分 (億円)	X1評点	
	Xに平均完成工事高(千円単位)を 代入して計算	X1評点の範囲
2,000以上	$X_1=2565$	2565
1,500以上 2,000未満	$X_1=121 \times X \div 50,000,000 + 2,081$	2444 ~ 2564
1,200以上 1,500未満	$X_1=110 \times X \div 30,000,000 + 1,894$	2334 ~ 2443
1,000以上 1,200未満	$X_1=110 \times X \div 20,000,000 + 1,674$	2224 ~ 2333
800以上 1,000未満	$X_1=110 \times X \div 20,000,000 + 1,674$	2114 ~ 2223
600以上 800未満	$X_1=97 \times X \div 20,000,000 + 1,726$	2017 ~ 2113
500以上 600未満	$X_1=85 \times X \div 10,000,000 + 1,507$	1932 ~ 2016
400以上 500未満	$X_1=86 \times X \div 10,000,000 + 1,502$	1846 ~ 1931
300以上 400未満	$X_1=85 \times X \div 10,000,000 + 1,506$	1761 ~ 1845
250以上 300未満	$X_1=73 \times X \div 5,000,000 + 1,323$	1688 ~ 1760
200以上 250未満	$X_1=72 \times X \div 5,000,000 + 1,328$	1616 ~ 1687
150以上 200未満	$X_1=74 \times X \div 5,000,000 + 1,320$	1542 ~ 1615
120以上 150未満	$X_1=61 \times X \div 3,000,000 + 1,237$	1481 ~ 1541
100以上 120未満	$X_1=60 \times X \div 2,000,000 + 1,121$	1421 ~ 1480
80以上 100未満	$X_1=62 \times X \div 2,000,000 + 1,111$	1359 ~ 1420
60以上 80未満	$X_1=48 \times X \div 2,000,000 + 1,167$	1311 ~ 1358
50以上 60未満	$X_1=49 \times X \div 1,000,000 + 1,017$	1262 ~ 1310
40以上 50未満	$X_1=49 \times X \div 1,000,000 + 1,017$	1213 ~ 1261
30以上 40未満	$X_1=48 \times X \div 1,000,000 + 1,021$	1165 ~ 1212
25以上 30未満	$X_1=49 \times X \div 500,000 + 871$	1116 ~ 1164
20以上 25未満	$X_1=37 \times X \div 500,000 + 931$	1079 ~ 1115
15以上 20未満	$X_1=36 \times X \div 500,000 + 935$	1043 ~ 1078
12以上 15未満	$X_1=36 \times X \div 300,000 + 863$	1007 ~ 1042
10以上 12未満	$X_1=37 \times X \div 200,000 + 785$	970 ~ 1006
8以上 10未満	$X_1=37 \times X \div 200,000 + 785$	933 ~ 969
6以上 8未満	$X_1=24 \times X \div 200,000 + 837$	909 ~ 932
5以上 6未満	$X_1=24 \times X \div 100,000 + 765$	885 ~ 908
4以上 5未満	$X_1=25 \times X \div 100,000 + 760$	860 ~ 884
3以上 4未満	$X_1=25 \times X \div 100,000 + 760$	835 ~ 859
2.5以上 3未満	$X_1=24 \times X \div 50,000 + 691$	811 ~ 834
2以上 2.5未満	$X_1=24 \times X \div 50,000 + 691$	787 ~ 810
1.5以上 2未満	$X_1=24 \times X \div 50,000 + 691$	763 ~ 786
1.2以上 1.5未満	$X_1=24 \times X \div 30,000 + 643$	739 ~ 762
1以上 1.2未満	$X_1=25 \times X \div 20,000 + 589$	714 ~ 738
0.8以上 1未満	$X_1=24 \times X \div 20,000 + 594$	690 ~ 713
0.6以上 0.8未満	$X_1=13 \times X \div 20,000 + 638$	677 ~ 689
0.5以上 0.6未満	$X_1=12 \times X \div 10,000 + 605$	665 ~ 676
0.4以上 0.5未満	$X_1=12 \times X \div 10,000 + 605$	653 ~ 664
0.3以上 0.4未満	$X_1=13 \times X \div 10,000 + 601$	640 ~ 652
0.25以上 0.3未満	$X_1=11 \times X \div 5,000 + 574$	629 ~ 639
0.2以上 0.25未満	$X_1=12 \times X \div 5,000 + 569$	617 ~ 628
0.15以上 0.2未満	$X_1=12 \times X \div 5,000 + 569$	605 ~ 616
0.12以上 0.15未満	$X_1=13 \times X \div 3,000 + 540$	592 ~ 604
0.1以上 0.12未満	$X_1=12 \times X \div 2,000 + 520$	580 ~ 591
0.1未満	$X_1=11 \times X \div 10,000 + 569$	569 ~ 579

注) X1評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

資料(3)自己資本額評点

(別表X21)

自己資本額数值	X21	自己資本額数值	X21
324以上	120点	66以上～70未満	89点
308以上～324未満	119	63以上～66未満	88
292以上～308未満	118	60以上～63未満	87
278以上～292未満	117	57以上～60未満	86
264以上～278未満	116	54以上～57未満	85
251以上～264未満	115	51以上～54未満	84
239以上～251未満	114	48以上～51未満	83
227以上～239未満	113	46以上～48未満	82
215以上～227未満	112	44以上～46未満	81
204以上～215未満	111	42以上～44未満	80
194以上～204未満	110	40以上～42未満	79
185以上～194未満	109	38以上～40未満	78
176以上～185未満	108	36以上～38未満	77
167以上～176未満	107	34以上～36未満	76
158以上～167未満	106	32以上～34未満	75
150以上～158未満	105	30以上～32未満	74
143以上～150未満	104	28以上～30未満	73
136以上～143未満	103	26以上～28未満	72
129以上～136未満	102	25以上～26未満	71
123以上～129未満	101	24以上～25未満	70
117以上～123未満	100	23以上～24未満	69
111以上～117未満	99	22以上～23未満	68
105以上～111未満	98	21以上～22未満	67
100以上～105未満	97	20以上～21未満	66
95以上～100未満	96	19以上～20未満	65
90以上～95未満	95	18以上～19未満	64
86以上～90未満	94	17以上～18未満	63
82以上～86未満	93	16以上～17未満	62
78以上～82未満	92	15以上～16未満	61
74以上～78未満	91	15未満	60
70以上～74未満	90		

資料(4)職員数評点

(別表X22)

職員数值	X22	職員数值	X22
570以上	60点	186以上～200未滿	44点
522以上～570未滿	59	174以上～186未滿	43
488以上～522未滿	58	162以上～174未滿	42
455以上～488未滿	57	152以上～162未滿	41
425以上～455未滿	56	142以上～152未滿	40
397以上～425未滿	55	132以上～142未滿	39
371以上～397未滿	54	123以上～132未滿	38
346以上～371未滿	53	115以上～123未滿	37
323以上～346未滿	52	108以上～115未滿	36
300以上～323未滿	51	100以上～108未滿	35
281以上～300未滿	50	93以上～100未滿	34
263以上～281未滿	49	86以上～93未滿	33
245以上～263未滿	48	81以上～86未滿	32
229以上～245未滿	47	76以上～81未滿	31
214以上～229未滿	46	76未滿	30
200以上～214未滿	45		

資料(5)自己資本額・職員評点

(別表X2)

合計	X2	合計	X2	合計	X2
180	954点	150	676点	120	397点
179	945	149	666	119	387
178	936	148	657	118	378
177	926	147	648	117	369
176	917	146	638	116	360
175	908	145	629	115	350
174	899	144	620	114	341
173	889	143	611	113	332
172	880	142	601	112	322
171	871	141	592	111	313
170	861	140	583	110	304
169	852	139	573	109	295
168	843	138	564	108	285
167	834	137	555	107	276
166	824	136	545	106	267
165	815	135	536	105	257
164	806	134	527	104	248
163	796	133	518	103	239
162	787	132	508	102	229
161	778	131	499	101	220
160	768	130	490	100	211
159	759	129	480	99	202
158	750	128	471	98	192
157	741	127	462	97	183
156	731	126	453	96	174
155	722	125	443	95	164
154	713	124	434	94	155
153	703	123	425	93	146
152	694	122	415	92	137
151	685	121	406	91	127
				90	118